人事院公示第 22 号

人事院総裁は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第13条の規定に基づき、平成23年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年12月５日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　公文書等の管理に関する法律第７条第２項の事務所の場所を次のとおり定める。 東京都港区虎ノ門２の２の３　人事院事務総局公文書監理室内 （略）	1　公文書等の管理に関する法律第７条第２項の事務所の場所を次のとおり定める。 東京都千代田区霞が関１の２の３　人事院事務総局公文書監理室内 （略）
２・３　（略）	２・３　（略）

2　この決定による改正は、令和８年１月26日から効力を発生する。

人事院公示第 23 号

人事院総裁は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第27条第３項第２号の規定に基づき、令和４年人事院公示第12号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年12月５日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　個人情報の保護に関する法律第89条第１項に規定する手数料の納付を現金でることができる事務所を次のとおり指定する。 人事院（東京都港区虎ノ門２の２の３） （略）	1　個人情報の保護に関する法律第89条第１項に規定する手数料の納付を現金でることができる事務所を次のとおり指定する。 人事院（東京都千代田区霞が関１の２の３） （略）
2　（略）	2　（略）

2　この決定による改正は、令和８年１月26日から効力を発生する。

庁舎移転

人事院は、次のとおり移転します。

令和七年十一月五日　　人事院

一　移転先　東京都港区虎ノ門二丁目二番三号　虎ノ門アルセアタワー

一　電話番号　〇三―三五八一―五三一一（代表）

一　郵便番号　一〇五―〇〇〇一

一　旧所在地　東京都千代田区霞が関一丁目二番三号　中央合同庁舎第五号館別館

一　移転日　令和八年一月十六日（金）業務終了後から二月十六日（月）まで

告　示

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月５日

秋田労働局長　山本　博之

第４号中「１時間980円」を「１時間1,032円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年３月31日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月５日

岡山労働局長　森實久美子

第４号中「１時間1,025円」を「１時間1,090円」に改める。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月５日

東北地方整備局長　西村　　拓

1　処分をした年月日　令和７年11月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東北機電工業株式会社　東原　　聡　福島県いわき市小名浜字中原９－６　国土交通大臣許可（般・特―03）第516号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年11月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。